

八街市一般廃棄物処理基本計画概要版

(八街市食品ロス削減推進計画)

一般廃棄物処理基本計画について

一般廃棄物処理基本計画は、一般廃棄物として定義されている「ごみ」と「生活排水」に関する処理の基本的な方向を、長期的な視点に立って策定するものです。

平成27年3月に策定した計画が令和6年度末で計画期間の満了を迎えるため、社会情勢の変化やこれまでに掲げてきた施策の取り組み状況を踏まえ、新たに食品ロス削減推進計画を加えた「八街市一般廃棄物処理基本計画(八街市食品ロス削減推進計画)」を策定します。

本計画は、国、千葉県及び本市上位計画である「八街市総合計画2025」に示された基本方針や目標を踏まえて策定します。

計画の期間は、令和7年度を計画初年度とし、計画期間を令和16年度までの10年間とします。

令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	...	...	...	...	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)	令和16年度 (2034)
計画初年度									計画目標年度
計画期間(10年間)									

※社会情勢や新たな取り組み等により、必要に応じて計画の見直しを行います。

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

■ ごみ処理の現状及び予測

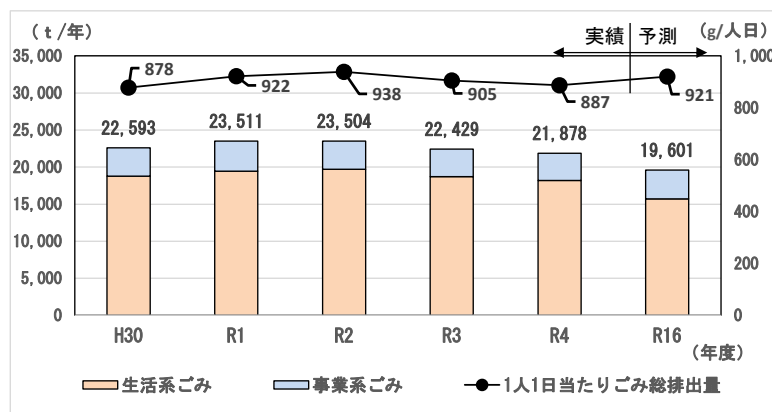
■ ごみ排出量

令和4年度のごみ排出量は、21,878t(1人1日当たり 887g)であり、現状のまま推移した場合、令和16年度値は19,601t、1人1日当たり 921gとなる見込みです。

1人1日当たりに換算した値を**原単位**といい、減量化の目標として用います。



ピーちゃん ナツちゃん
八街市イメージキャラクター

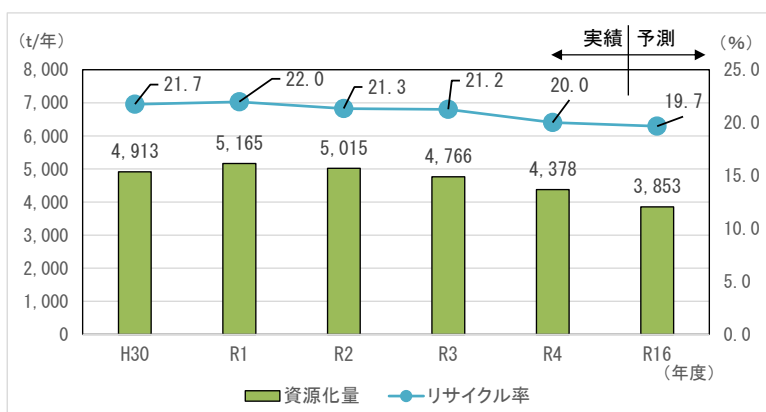
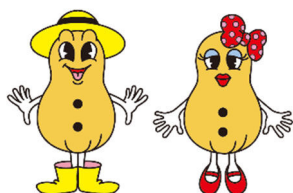


ごみ排出量の推移

■資源化量及びリサイクル率

令和4年度の資源化物量は、4,378t、リサイクル率20.0%であり、現状のまま推移した場合、令和16年度値は3,853t、リサイクル率19.7%となる見込みです。

リサイクル率とは市の分別収集や集団回収、ごみの中間処理により資源化された量の合計をごみ総排出量で除した割合です。

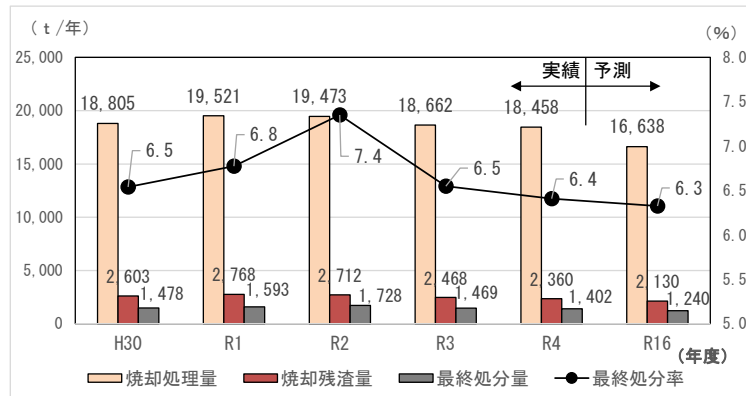
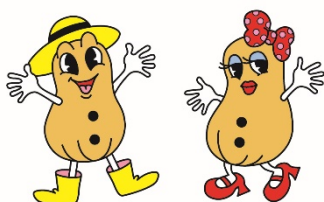


資源化量及びリサイクル率の推移

■焼却処理量及び最終処分量

令和4年度の焼却処理量は、18,458t、最終処分量は、1,402t、最終処分率 6.4%であり、現状のまま推移した場合、令和16年度の焼却量は16,638t、最終処分量は 1,240t、最終処分率 6.3%となる見込みです。

最終処分率とは最終処分場に埋め立てる量(最終処分量)をごみ総排出量で除した割合です。

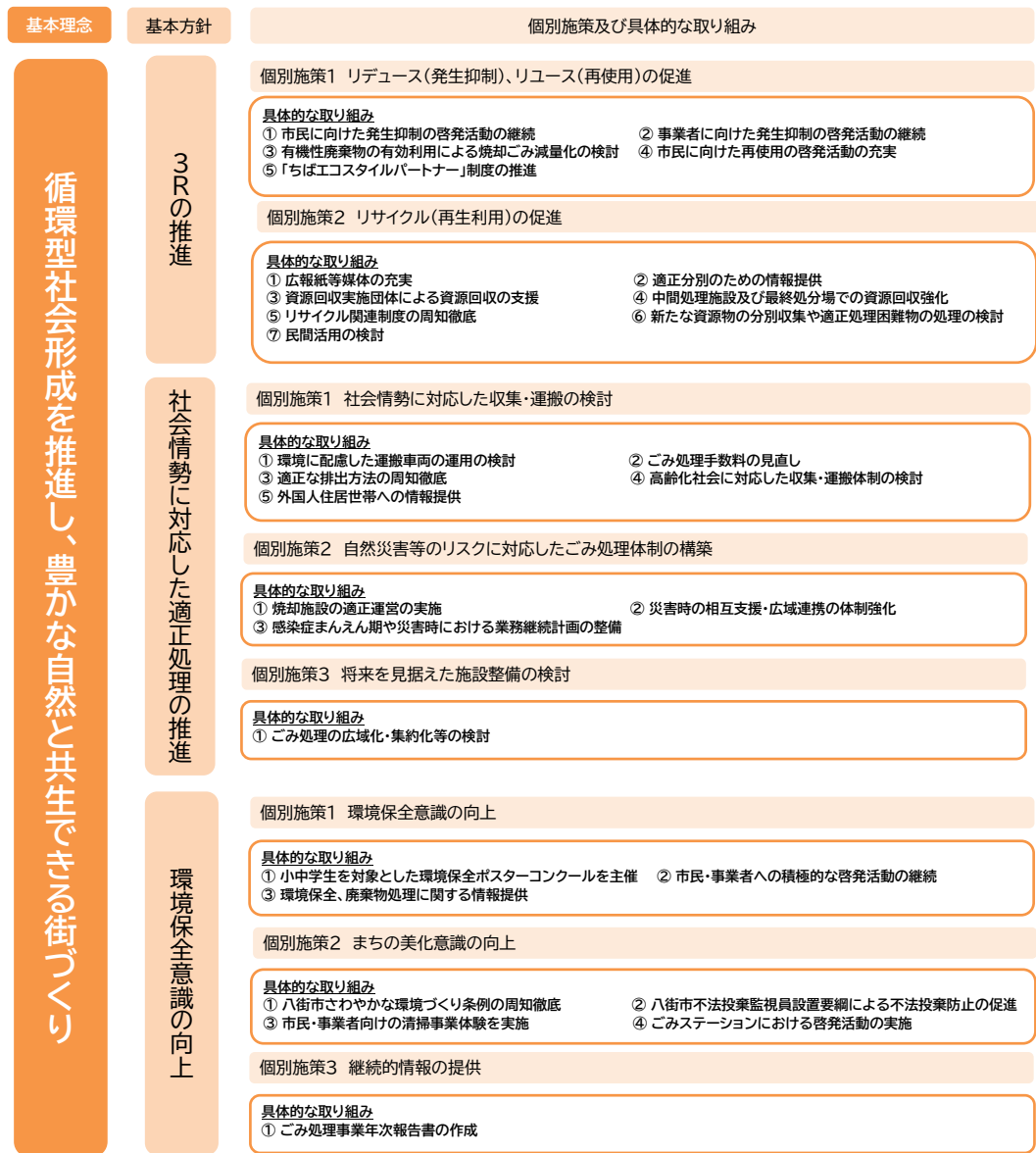


焼却処理量及び最終処分量の推移

■ 基本理念、基本方針、個別施策

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の基本理念の実現に向け、「3Rの推進」「社会情勢に対応した適正処理の推進」「環境保全意識の向上」の3つの基本方針を定めます。

3Rとは(リデュース(Reduce:発生抑制、ごみを減らす、出さない)、リユース(Reuse:再使用、使えるものは繰り返し使う)、リサイクル(Recycle:再生利用、ごみを資源として再び利用する)の総称で、循環型社会、脱炭素社会の実現に幅広く貢献する基盤的取り組みです。



■ 目標の設定

本計画では、「ごみ総排出量」、「事業系ごみ量」、「1人1日当たりごみ総排出量」、「1人1日当たり焼却処理量」、「リサイクル率(資源化量)」、「最終処分量」の6項目について数値目標を設定し、ごみの削減及びリサイクル率(資源化量)の増加を目指します。

項目	単位	令和4年度 (基準年)	令和16年度 (本計画目標年度)	千葉県平均 (令和4年度)
ごみ総排出量	t/年	21,878	17,846	—
事業系ごみ量	t/年	3,681	2,778	—
1人1日当たり ごみ総排出量	g/人日	887	838	867
1人1日当たり 焼却処理量	g/人日	748	643	696
リサイクル率	%	20.0	26.8	22.6
(資源化量)	t/年	4,378	4,781	—
最終処分量	t/年	1,402	1,136	—

食品ロス削減推進計画

食品ロスの現状

食品ロスとは

本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品のことを指し、発生要因ごとに以下の3つに分けられます。

- 直接廃棄:購入後、開封または調理されずに廃棄された食品
- 過剰除去:不可食部を除去する際、可食部まで過剰に除去したもの
- 食べ残し:購入後、開封または調理されて食卓にのぼったが、食べ切れず廃棄したもの



本市の食品ロス量
約 1,921t
(令和4年度推計値)

÷

本市の1人当たり食品ロス量
1日 約 78g
年間 約 28kg
(令和4年度推計値)

基本理念、基本方針、個別施策

食品ロス削減推進計画の基本理念の実現に向け、「食品ロス削減への意識向上」「食品ロス削減を实践できる環境づくりの推進」の2つの基本方針を定めます。

基本理念

食品ロス削減で目指す
環境に優しい持続可能なまち

基本方針

食品ロス削減への意識向上

食品ロス削減を实践できる
環境づくりの推進

個別施策及び具体的な取り組み

個別施策1 情報発信・普及啓発の充実

具体的な取り組み

- ① 情報発信・普及啓発の充実

個別施策2 学校教育を通じた取り組みの推進

具体的な取り組み

- ① 食品ロスに関する環境学習の実施

個別施策3 食品ロスの実態把握

具体的な取り組み

- ① 食品ロス実態把握の実施

個別施策1 啓発活動の推進

具体的な取り組み

- ① 冷蔵庫10・30運動の推進
- ② 3010運動の推進
- ③ 3キリ運動の推進
- ④ てまえどり運動の推進

個別施策2 直接廃棄を含む食品廃棄物の活用方法の検討

具体的な取り組み

- ① フードパントリー活動の普及・促進

個別施策3 事業者の取り組みへの支援

具体的な取り組み

- ① 「ちばエコスタイルパートナー」制度の推進

■ 目標の設定

本計画では、家庭系食品ロス量を令和16年度で 1,300tを目標とし、令和4年度に対し約 12.8%の削減、事業系食品ロス量を令和16年度で 390tを目標とし、令和4年度に対して約 9.5%の削減を目指します。

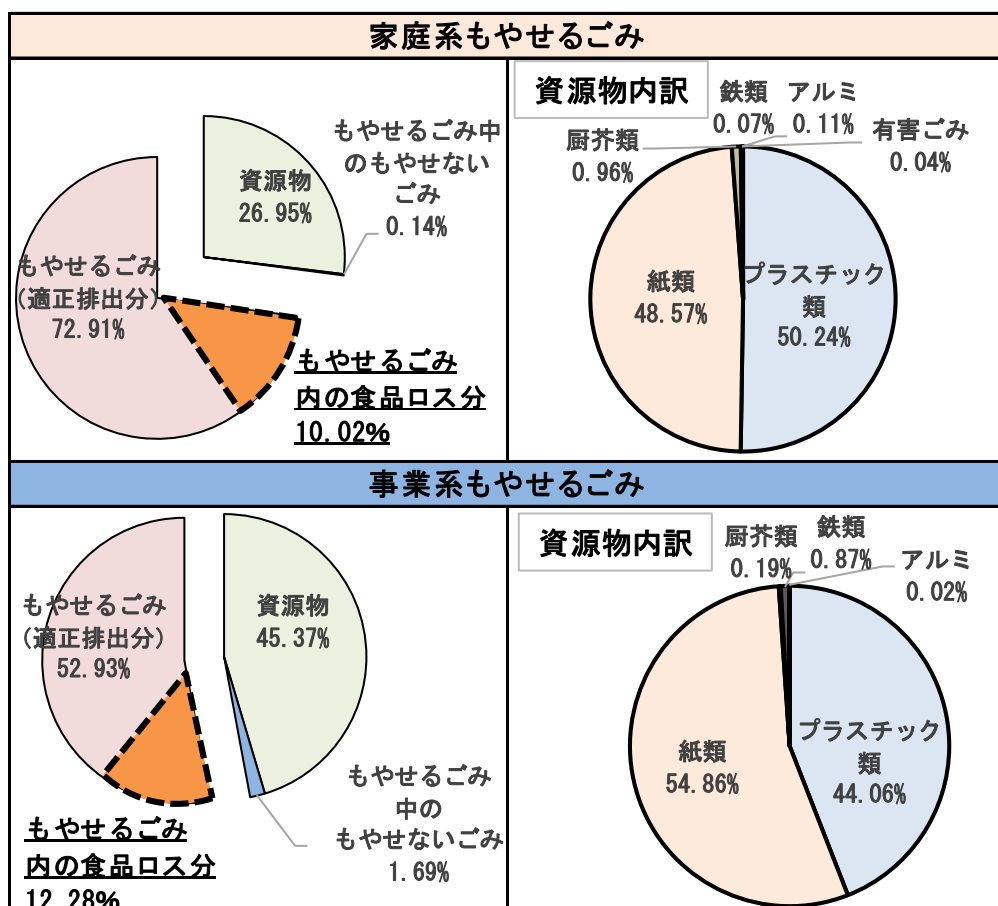
項目	単位	令和4年度 (基準年)	令和16年度 (本計画目標年度)
家庭系食品ロス量	t/年	1,490	1,300 (△190t) 約12.8%削減
事業系食品ロス量	t/年	431	390 (△41t) 約9.5%削減

■ごみ組成調査

家庭系もやせるごみの約 27%が正しく排出されておらず、もやせないごみの混入や資源物として排出可能なプラスチック類、紙類も多く混入している結果となっています。

事業系もやせるごみの約 47%が正しく排出されておらず、家庭系同様、プラスチック類、紙類が多く混入していた結果となっています。

食品ロス分は、家庭系、事業系いずれも約 10%以上排出されている結果となっています。

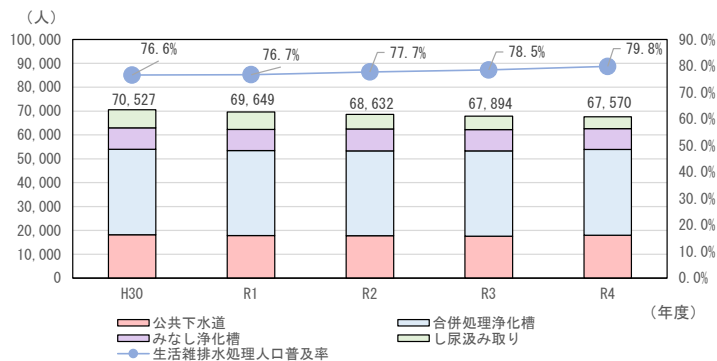


一般廃棄物処理(生活排水)処理基本計画

生活排水処理の現状

生活排水処理人口及び生活雑排水処理人口普及率

令和4年度の生活雑排水処理人口普及率は79.8%です。



し尿処理量及び浄化槽汚泥量

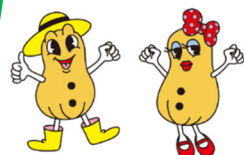
令和4年度のし尿処理量は2,523kℓ、浄化槽汚泥量は14,947kℓです。

生活雑排水処理人口普及率とは、総人口に対して生活雑排水を処理している人口(公共下水道人口と合併処理浄化槽人口の合計)の割合を示す指標です。

基本理念、基本方針、個別施策

一般廃棄物(生活排水)処理基本計画の基本理念の実現に向け、「下水道及び合併処理浄化槽設置の推進」「レジリエント※な浄化槽及び処理施設の維持管理」「水環境保全意識の向上」の3つの基本方針を定めます。

レジリエント(resilient)とは、弾性・しなやかさ・強靱さなどを意味することばであり、特に防災や都市計画の分野においては「災害による被害や、復旧までの時間を最小化する能力」が高いことを意味します。



基本理念

水環境を保全し、豊かな自然と共生できる街づくり

基本方針

下水道及び合併処理浄化槽設置の推進

レジリエントな浄化槽及び処理施設の維持管理

水環境保全意識の向上

個別施策及び具体的な取り組み

個別施策1 経済的助成制度の維持と周知(下水道)

具体的な取り組み

- ① 助成制度(下水道)の維持
- ② 助成制度(下水道)の周知

個別施策2 経済的助成制度の維持と周知(合併処理浄化槽)

具体的な取り組み

- ① 助成制度(合併処理浄化槽)の維持
- ② 助成制度(合併処理浄化槽)の周知

個別施策1 汚泥再生処理センターの機能維持及び管理

具体的な取り組み

- ① 適正な機能維持及び管理

個別施策2 浄化槽の維持管理の適正化

具体的な取り組み

- ① 浄化槽法に基づく保守点検・清掃の推進

個別施策3 自然災害等のリスクに対応した生活排水処理体制の構築

具体的な取り組み

- ① 災害時における対応の強化

個別施策1 普段からできる生活排水対策の周知

具体的な取り組み

- ① 生活排水対策の周知

個別施策2 市民、事業者、行政の役割の整理

具体的な取り組み

- ① 三者の役割の位置付け

個別施策3 情報提供方法に関する検討

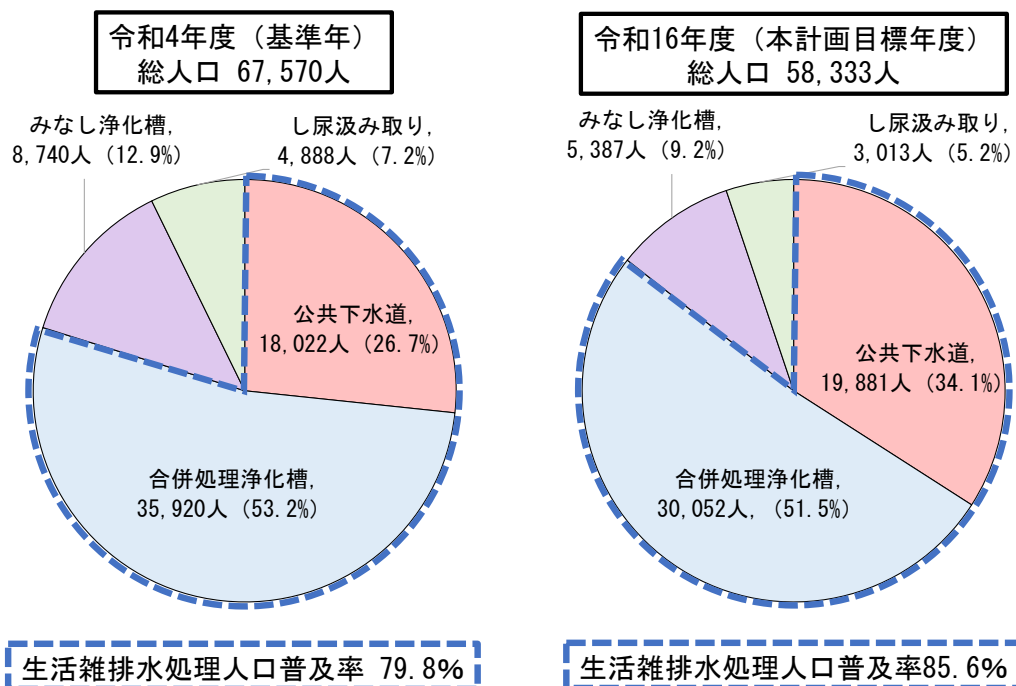
具体的な取り組み

- ① 各種計画・報告書を通じた情報提供
- ② 情報提供方法の多様化

■ 目標の設定

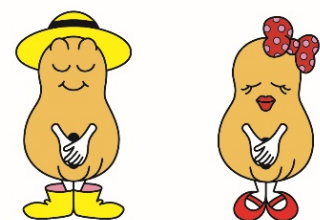
本計画では、基本理念の実現に向けた具体的な数値目標として、生活雑排水処理人口普及率を、85.6%まで向上させることを目標とします。

項目	単位	令和4年度 (基準年)	令和16年度 (本計画目標年度)
生活雑排水 処理人口普及率	%	79.8	5.8ポイント増加 → 85.6



目標達成に向けて

ごみの減量や食品ロスの削減、生活排水の向上の目標を達成するためには、市民のみなさんや事業者、行政の三者が連携し、それぞれの役割を意識して実行していく必要があります。



**八街市一般廃棄物処理基本計画概要版
(八街市食品ロス削減推進計画)**

令和 7 年度～令和 1 6 年度

《編集》 八街市経済環境部クリーン推進課

TEL : 043-443-6937

八街市経済環境部環境課

TEL : 043-443-1406

《発行》 令和 7 年 3 月

千葉県八街市

